

2026年3月吉日

お取引先様 各位

ミュキシシステムサービス株式会社

代表取締役社長 福元隆司

## 中鎖塩素化パラフィン POPs 条約対象物質指定につきまして

平素は格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

2025.5月 POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）における POPs 条約対象物質に中鎖塩素化パラフィンが指定されました。

これを受け中鎖塩素化パラフィン含有潤滑剤ご使用のユーザー様や商社様より GRP 製品は継続使用が可能か？等のお問合せを頂く事が増えてまいりました。

GRP 製品には該当の成分は一切含まれておりませんので安心して継続使用して頂けます。また現在代替品をお探しのお客様につきましては GRP 製品の安全性・独自の共晶膜による潤滑性能の高さは現在ご使用中の潤滑剤を上回ると思われますので是非導入のご検討をお願い致します。

今後とも弊社 GRP 製品をよろしくお願い申し上げます。

参照：POPs 条約（METI/経済産業省）

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/pops.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html)